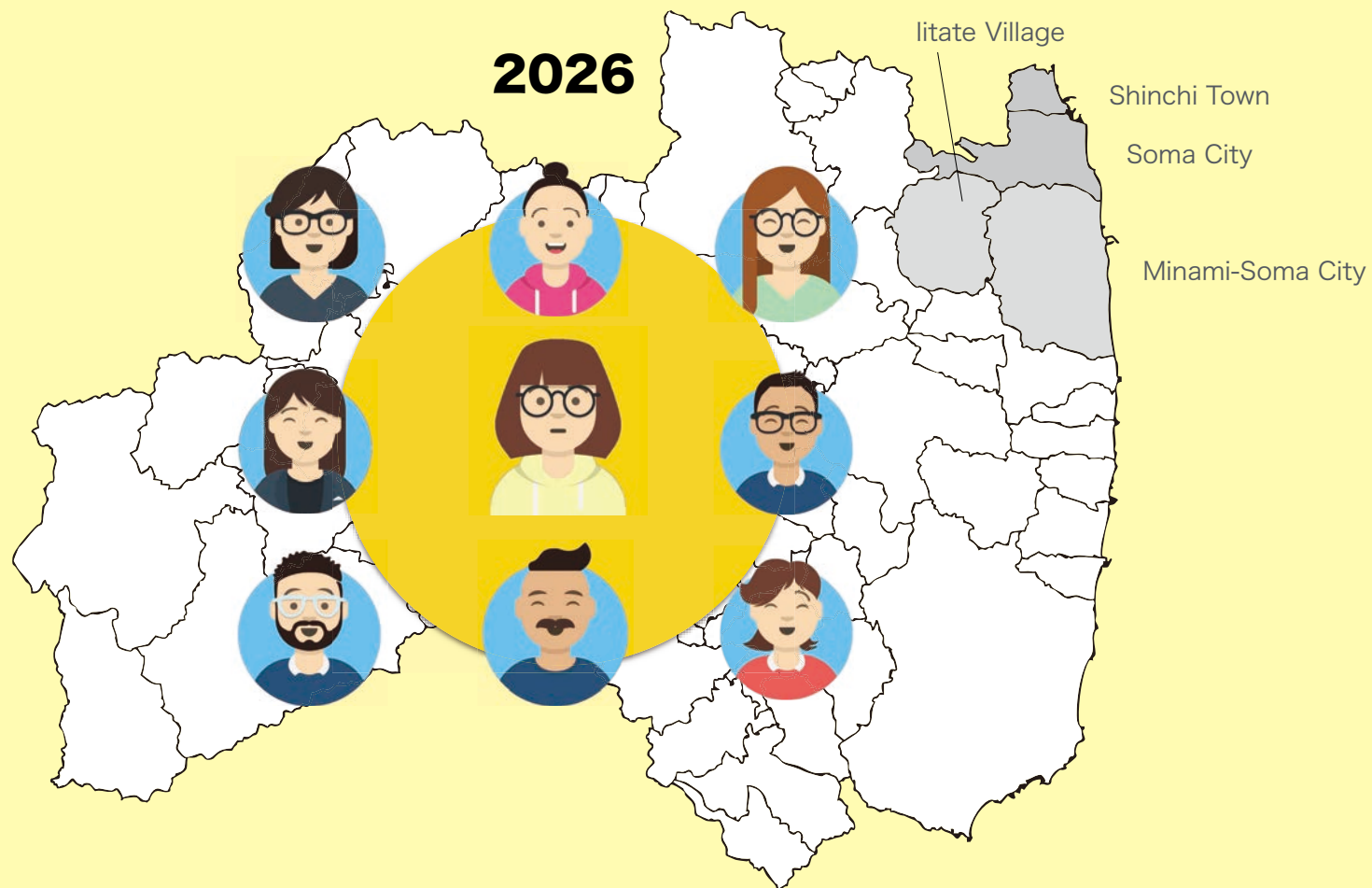


相馬地方 就労支援ガイドブック



相馬市・新地町地域自立支援協議会 就労支援部会

ぼくらが就労するために

はじめに

私たちの生活で「働くこと」はとても大切なことです。働くことは、収入を得るという重要な目的だけでなく、社会における自分の役割や意義を見つけ、よりよく生きるための手段のひとつになります。

障がいがあっても働く意欲のある方が、その能力を発揮し、生きがいを持って地域で生活をしていけるよう「就労支援ガイドブック」を作成しました。

就労には一般就労と福祉的就労があります。まずは、自分に合った働き方を見つけましょう。わからないことがある時は、相談支援事業所や市町村の障がい福祉の担当のところで 相談してください。



※地域活動支援センターや生活介護等で、生産活動として工賃を得る場合があります。全国的には、就労継続支援と同等の工賃が支払われる場合があるので、この冊子では紹介しています。

では、具体的にどんな所がいいのか、見てみましょう。
障がいを持つ方が働くには、

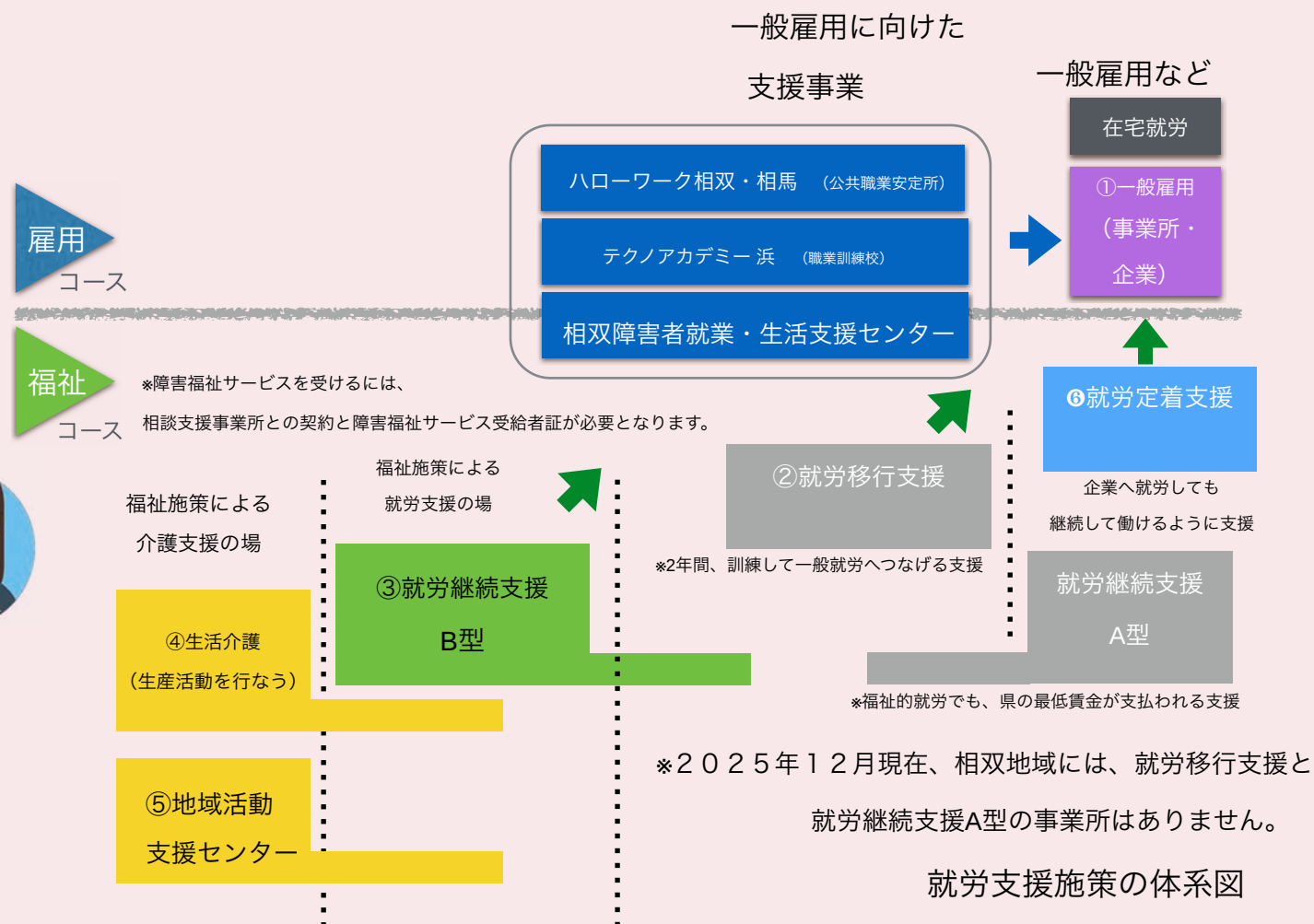
雇用
コース

1) 一般企業で働く場合と、

福祉
コース

2) 福祉的な就労支援の事業所で働く場合があります。

※自営を除く



就労するまでの流れ



就労希望者

相談から就労までの流れを示します。

市町村の窓口

福祉

コース

【南相馬・飯館エリア】

南相馬市 社会福祉課

障がい福祉係 TEL (0244) 24-5241

飯館村 健康福祉課

福祉係 TEL (0244) 42-1633

【相馬・新地エリア】

相馬市 社会福祉課

障がい福祉係 TEL (0244) 37-2109

新地町 保健福祉課

福祉係 TEL (0244) 62-2931

相談

登録

申請 相談

契約

相談支援事業所

障害福祉サービスに関する相談をすることができます。

福祉事業所を利用する場合、※相談支援事業所で
サービス等利用計画を作成する必要があります。
市内には、次の相談支援事業所があります。

※正確には、指定特定相談支援事業所と言います。

【南相馬・飯館エリア】

P10 ~ P11

【相馬・新地エリア】

P12 ~ P14

就労支援機関

会社に就職することを、一般就労と言います。
次の機関が支援を行っており、必要に応じて就職後も職場
に定着するための支援を行ないます。

1) ハローワーク相双・相馬 P4

2) 福島県立テクノアカデミー浜 P5

3) 相双障害者就業・生活支援センター P6

障害福祉サービス

就労継続支援B型事業所

一般就労が困難な人が仕事をする場所
です。就職を目指すこともできます。

【南相馬・飯館エリア】

P16 ~ P20

【相馬・新地エリア】

P21 ~ P24

生活介護等

生活介護や地域活動支援
センターなどで生産活動と
して働く場合があります。

【南相馬・飯館エリア】

P25 ~ P26

【相馬・新地エリア】

P27 ~ P29

就労

「企業」で
就労をする

給与と工賃の違い

会社で働き自立したい。

雇用

コース



・企業では、県の最低賃金が決められて
いるので、お給料は高い。
・ただし求められる仕事にスキルが
必要となる場合が多い。

福祉

コース



福祉事業所で支援を受けながら
はたらく

・福祉的就労ではお給料（工賃）は、
県平均で、月に1.5万程度と一般就労
と比べると低く、経済的自立が困難な
場合が多い。
・ただし、本人の能力やスキルに合わ
せ、自分のペースで仕事ができる。

ハローワーク（公共職業安定所）

概要

ハローワークでは、障がい者を対象とした求人の申込みを受付しています。

就職を希望する障がい者の方には、専門の職員が障がいの態様や適性、希望職種などに応じ、きめ細かな職業相談を行い、就職後も業務に適應できるよう職場定着支援も行っています。

相談の流れ

①求職申込み

ハローワークで仕事を探したいときは、ハローワークに求職登録をします。窓口で障がいのことや希望する仕事について聞き取りします。



②職業相談

ハローワークの窓口で求人を探したり、仕事についての相談ができます。
必要な場合は履歴書の書き方や面接のアドバイスなども行なっています。



③就職後の職場定着

就職後も定期的な相談ができます。希望する場合は職場訪問を行ない、就職後も安心して働けるよう支援

ハローワーク相双



ハローワークで相談できることは、

- (1) 障がい者求人の申し込み
- (2) 雇用管理上の配慮などの助言
- (3) 採用後の職場定着指導 などです。

「どういう仕事がしたいのか」
「通勤できるか」を
考えておくといいですよ。



基本データ

[住所] 南相馬市原町区桜井町一丁目127
[開庁時間] AM8:30~PM5:15 (平日)

TEL (0244) 24-3531

ハローワーク相馬



障がい者を雇用したい企業がありますので、
お気軽に相談してください。

基本データ

[住所] 相馬市中村一丁目12-1
[開庁時間] AM8:30~PM5:15 (平日)

TEL (0244) 36-0211

福島県立テクノアカデミー浜（職業訓練校）



概要

テクノアカデミー浜は、障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施しています。

就職を希望する障がい者が、技能・技術を身に付け、就職をするために訓練をします。

役割

障がい者の訓練内容等について、コーディネートをし、効果のある訓練を実施します。

Q&A

Q 訓練はどこでやるの？

A 実際に会社で訓練を行ないます。そこで働く時間、仕事の適性を知ることができます。

Q 訓練中の支援は？

A テクノアカデミー浜は、ほかの就労支援機関と連携し、訓練生と一緒に課題について話し合うなどの支援をします。

Q 訓練前に見学はできる？

A はい。あなたに合った仕事を見つけるために何社も見学して決めることが大事です。

Q 訓練の期間・時間は？

A 1 か月から3 か月が標準です。
1 日の訓練時間は短時間から始めます。
訓練中に調整もできます。

**《主な実施企業種別》**

精密機器製造
自動車部品製造
縫製関係
介護施設関係（介護、事務、清掃等）
保育補助
販売関係（品出し、調理補助、清掃）
食品加工
ファストフード（調理補助、販売、清掃等）



基本データ

[住所] 南相馬市原町区萱浜
字 巣掛場45の112
[開庁時間] AM8：30～PM 5：15（平日）

TEL (0244) 26-1552

学校のイメージがありますが、訓練のメニューや、企業での実習ができるので、お問い合わせ下さい。



相双障害者就業・生活支援センター



支援 内容

通称、ナカぽつと
呼ばれています。



就業支援

- 関係機関との連絡調整
- 障がいの特性を踏まえた雇用側に対しての助言
- 就業に関する相談支援

生活支援

- 関係機関との連絡調整
- 日常生活・地域生活に関する助言

就職したい方、
まずは、ナカぽつへ
相談に行ってみよう。

登録 相談

概要

「障害者就業・生活支援センター」は、障がい者雇用の促進及び安定を図ることを目的として、平成14年から国の委託事業でスタートしました。

公共職業安定所や障害者職業センター・行政・地域の福祉施設・医療機関・特別支援学校などの関係機関と連携しながら、就職活動から就職後の職場定着支援、社会自立を図るための生活支援まで行ないます。

障がい者雇用に関して、企業に対する支援も行なっています。障害者就業・生活支援センターでは、「働きたい」気持ちを応援します。また悩みごとの相談や解決のお手伝いをしていきます。



基本データ

[住所] 南相馬市原町区桜井町一丁目99
[開所時間] AM 8 : 00 ~ PM 5 : 00
(日曜、祝日を除く)

TEL (0244) 24-3553



就労に必要な力とは？

就労するために、自分の『就労準備性（職業生活を送るための準備）』をチェックしてみよう。

就労準備性とは

『就労準備性』とは、働くことについての理解・生活習慣・作業遂行能力や対人関係のスキルなど基礎的な能力のことです。職種、障がいの有無を問わず、働く上で必要とされます。

働く、働き続けるためには、「健康管理」「日常生活管理」「対人技能」「基本的労働習慣」「職業適性」の5つ能力が必要となります。

まず、自分がしっかりできている部分と、不十分な部分を知ることが大切で、不十分なところがわかれば、勉強をしてみる、意識してみる、訓練を積むなど『就労準備性』を高めていきましょう。

ただ、誰も得意、不得意はあるものです。近年は、企業のニーズに応じ、自分の得意な所を生かして仕事ができるケースも出てきました。インターネットを活用し、在宅での就労も増え続けています。

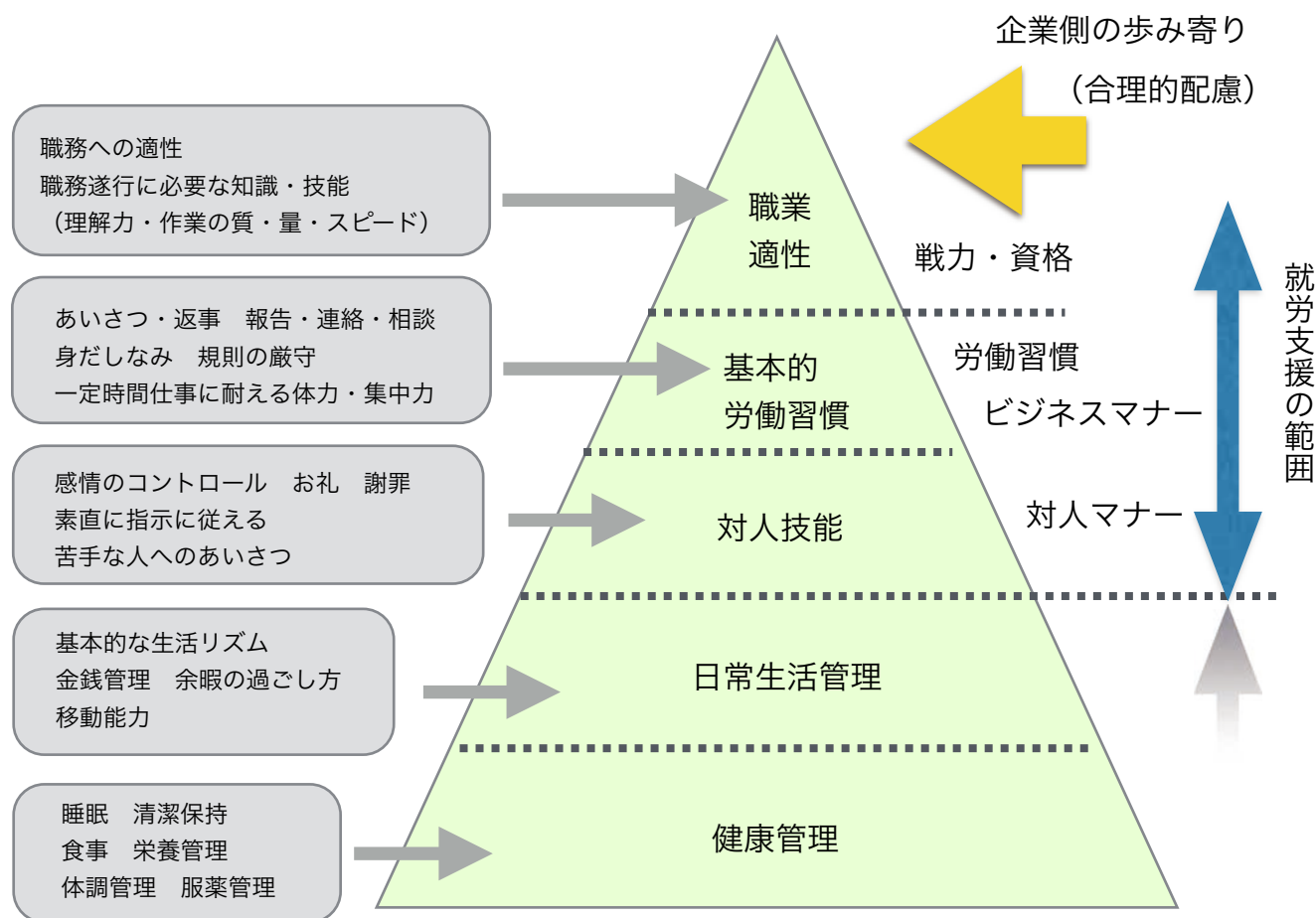


図1 就労準備性ピラミッド

(参考文献) 就業支援ハンドブック 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構より

障害福祉サービスは、
相談支援事業所か
市町村の窓口へ

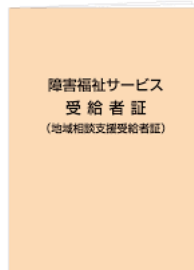


・就労継続支援、就労移行支援などの障害福祉サービスの利用を希望する場合、まずは市町村の福祉課の窓口へ相談します。

・市町村は、相談者より、障害福祉サービスの申請を受け、相談支援事業所を紹介します。

・市町村は、相談支援事業所が作成した①サービス等利用計画に基づき、サービス等利用の決定を行ない、②障害福祉サービス受給者証を発行します。

・就労継続支援B型を希望する方で、以下の全てに該当する方は、**③就労アセスメント**が必要になります。

[illegible]

・ サービス等利用計画とは、相談支援事業者が、障がい者の生活や就労についての総合的な援助方針や課題を検討し作成する総合的な支援計画（トータルプラン）です。

- ・サービス等利用計画の内容について、一定期間ごとにモニタリング（計画の見直し）を行います。
- ・障害福祉サービスを提供する事業者は、サービス等利用計画を踏まえ、個別支援計画を作成します。

- ・国が定める障害福祉サービスを受けるには「障害福祉サービス受給者証」が必要となります。

・市町村が発行するもので、必要な支援の度合いに応じて、支給される日数も決められます。

- ・利用料は1割（市民税課税世帯の場合）、または無料（市民税非課税世帯、生活保護世帯）です。

※所得に応じて、月額上限負担額が異なります。

※詳細は15ページに記載しています。

- ・実習を通して、就労面や生活面などのアセスメント（評価）を行ないます。

- ・就労アセスメントは、サービス等利用計画・個別支援計画に活用します。